

大阪市告示第1237号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 9 月 16 日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日
大阪市立都島区民センター	令和 9 年 5 月 24 日（月）～令和 9 年 5 月 27 日（木）

（都島区役所市民協働課）